平成２１年（フ）第６６９号
熊本市清水万石４丁目８番16　北津留団地１―504号
債務者　山﨑　淳仁
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第１７１号
福島県いわき市佐糠町２丁目９番地の６
債務者　千葉　勇
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２１年（フ）第１７９号
福島県いわき市平字三町目18番地の２
債務者　柏原セイ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２１年（フ）第１７１号
岐阜県海津市海津町馬目362番地１
債務者　藤吉　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２１年（フ）第３９６号
静岡県浜松市中区天神町４番５号　キャッスルU102
債務者　髙井　美香
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２１年（フ）第４９号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3315番地26
債務者　東　絵里奈
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部
平成２１年（フ）第１７９６号
横浜市栄区飯島町89―１、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4687番地
債務者　川野　道浩
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１８２４号
神奈川県大和市深見西１丁目１番18―501号
債務者　浅見　力
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１８９１号
横浜市港北区新横浜１丁目21番地９　ＦＩＳ港北寮
債務者　泉谷　満
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１９１９号
横浜市磯子区杉田４丁目15番24号２Ｆ
債務者　持丸　真美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２０２８号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港６号棟107号室
債務者　平野　詔子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２１０４号
横浜市栄区東上郷町２番６号
債務者　遠藤サガミ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２１１２号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目３番１―306号
債務者　渡辺　豊次
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２１２５号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目３番３号　辻堂駅前ビル３Ｆ
債務者　水間ハツヨ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２１４２号
横浜市中区寿町１丁目３番地の12　ライオンズマンション関内第６―205号室
債務者　鈴木　忠
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第２１４８号
神奈川県藤沢市高倉616番地の11　赤星ハイツ101号室
債務者　袖山　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１３５０号
横浜市都筑区川和町1427番地　ハイムラピス103
債務者　吉野　樹里
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部